

幸手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 幸手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（フルタイム会計年度任用職員の給料）

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、会計年度任用職員給料表（別表第1）に定めるところによる。

第6条中「給与条例」を「幸手市職員の給与に関する条例（昭和47年幸手町条例第1号。以下「給与条例」という。）」に改める。

第7条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、給与条例第17条の4第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」と読み替えるものとする。

第16条第1項中「パートタイム会計年度任用職員」の次に「（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「第17条の4第4項」を「第17条の4第2項中「100分の125」とあるのは「100分の130」と、同条第4項」に改め、「、若しくは失職し」を削り、「とあるのは、」を「とあるのは」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

会計年度任用職員給料表

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	146,100	231,500
2	147,200	233,100
3	148,400	234,600
4	149,500	236,200

5	150,600	237,600
6	151,700	239,300
7	152,800	240,800
8	153,900	242,400
9	154,900	243,500
10	156,300	245,000
11	157,600	246,600
12	158,900	247,900
13	160,100	249,400
14	161,600	250,800
15	163,100	252,100
16	164,700	253,500
17	165,900	255,000
18	167,400	256,500
19	168,900	258,200
20	170,400	260,000
21	171,700	261,600
22	174,400	263,300
23	177,000	264,900
24	179,600	266,500
25	182,200	268,400
26	183,900	270,200
27	185,500	271,900
28	187,200	273,600
29	188,700	275,300
30	190,400	277,000
31	192,200	278,800
32	193,900	280,300
33	195,500	281,800

34	197,300	283,700
35	199,100	285,500
36	200,900	287,400
37	202,400	289,000
38	204,200	290,700
39	206,000	292,500
40	207,800	294,300
41	209,400	295,800
42		297,500
43		299,000
44		300,600
45		302,200
46		303,900
47		305,500
48		307,200
49		308,100

第2条 幸手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項後段を削る。

第16条第1項中「第17条の4第2項中「100分の125」とあるのは「100分の130」と、同条第4項」を「第17条の4第4項」に、「合計額」とあるのは」を「合計額」とあるのは、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月30日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

会計年度任用職員給料表の改定及び期末手当の令和2年度支給割合の据置きその

他所要の改正並びに人事院勧告を踏まえて期末手当の令和3年度以降の支給割合を改定したいので、この案を提出するものである。